

無人航空機活用等による関係協力協定の締結について

1. 目的

人口減少、少子化、高齢化が進む中で、持続と成長に向けたまちづくりを進める上では、様々な分野において新たな取り組みが必要となる。その中で、ドローンは、物流などの産業面での活用が期待できるだけでなく、プロモーションや安心、安全を提供するツールとしての活用の可能性も高い一方で、様々な規制が存在している。

この状況を踏まえ、産業面を含めた地域の活性化及び人材が不足する中での市民サービスの向上に資することを目的として、情報セキュリティなど社会性の高い分野での評価も得ている2者との関係協力協定を締結するものである。

【2者の概要】

1. 株式会社フォーカスシステムズ

- (1) 本社所在地：東京都品川区東五反田2-7-8 フォーカス五反田ビル
- (2) 代表者：代表取締役社長 森 啓一
- (3) 資本金：29億円
- (4) 設立：1977年（設立後41年）
- (5) 従業員：1,116名
- (6) 事業内容：システムメンテナンス、セキュリティ製品の開発・販売
- (7) 事業実績：売上高 約193億円 *2018年3月期実績
- (8) 主要取引先：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
伊藤忠テクノソリューションズ株式会社
株式会社NTTデータおよびNTTデータグループ各社
株式会社NTTデータイントラマート ... ほか

2. 一般社団法人ドローン操縦士協会 (DPA)

- (1) 所在地：東京都渋谷区神宮前3丁目38番3号
- (2) 代表者：理事長 小林 一郎
- (3) 設立：2016年（設立後2年）
- (4) 事業内容：ドローン操縦士の技術認定ライセンスの発行、技術向上のための研修・教育等
- (5) その他：代表理事（会長） 松澤 建 【第15代青山学院理事長】
代表理事（理事長） 小林 一郎 【慶應義塾大学教授】
理事 本田 勝 【元国土交通省事務次官】
米田 壮 【第24代警察庁長官】
立岡 恒良 【元経済産業省事務次官】
本川 一善 【前農林水産省事務次官】 ... ほか5名

2. 内容

①連携協力事項

目的の実現に向け、次の5つの事項に係る協働を行う。

- ア. 地域産業の振興に関すること
- イ. 無人航空機活用分野での調査・研究に関すること
- ウ. 無人航空機の普及、啓発及び利活用に関すること
- エ. 地域の安全・安心・災害対策に関すること
- オ. その他先進的な情報通信技術の活用が貢献できる地域活性化及び市民サービスの向上に関すること

内容については、2者は具体的な活動を行い、市は可能な範囲で協力することを所管とすることを基本として、協議を行いながら取組みを推進していく。

②締結日（予定） 平成30年11月2日

《担当》市長公室 企画政策課

無人航空機活用等による連携協力協定書（案）

茨城県笠間市（以下「甲」という。）と一般社団法人ドローン操縦士協会（以下「乙」という。）及び株式会社フォーカスシステムズ（以下「丙」という。）は、無人航空機活用等にかかる連携に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条（目的）

本協定は、各当事者が相互且つ緊密に連携することにより、無人航空機の活用等を通して地域の活性化及び市民サービスの向上に資することを目的とする。

第2条（内容）

各当事者は、目的の実現を図るため、次に掲げる内容について協働するものとする。

- （1）地域産業の振興に関すること
- （2）無人航空機活用分野での調査・研究に関すること
- （3）無人航空機の普及、啓発及び利活用に関すること
- （4）地域の安全・安心・災害対策に関すること
- （5）その他先進的な情報通信技術の活用が貢献できる地域活性化及び市民サービスの向上に関すること

第3条（方法）

各当事者は、調査研究を実施し、相互に情報交換するとともに、無人飛行機活用等に伴う具体的な活動を行うものとし、乙及び丙による対応等が円滑に行えるよう、甲は可能な範囲で乙及び丙に協力するものとする。

2. 前項の活動並びに実証・実践活動を行うための費用負担、責任負担等その他必要な事項については、各当事者協議の上、別途契約書にて定めるものとする。

第4条（秘密保持）

各当事者は、本協定に基づく活動により知り得た他の当事者（以下「開示者」という。）の技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、開示者が特に秘密である旨書面で指定した情報及び口頭により秘密である旨を示して開示した情報で開示後2週間以内に書面で指定した情報（以下併せて「秘密情報」という。）を善良な管理者の注意をもって秘密として管理し、開示者の書面による事前の承諾を得ることなく、本協定に基づく活動の遂行以外の目的のために利用し、又は第三者に利用させ、若しくは開示・漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれか一に該当する情報についてはこの限りではない。

- ① 開示・提供を受けた時点において、既に公知又は公用であったもの
 - ② 開示・提供を受けた時点において、既に自ら保有していたもの
 - ③ 開示・提供を受けた後に、自己の責によらず公知又は公用となったもの
 - ④ 開示・提供を受けた情報によらず、独自に開発したもの
 - ⑤ 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
2. 各当事者は、秘密情報を厳重に管理・保管すると共に、当該秘密情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとし、開示者が管理方法を指示した場合にはこれに従う。
 3. 各当事者は、開示者の事前の書面による承諾を得ることなく、秘密情報の全部又は一部を複製してはならない。なお、開示者の承諾を得て複製した当該複製物についても、秘密情報とみなす。
 4. 各当事者は、本条の定めに違反して秘密情報が本活動の遂行以外の目的に利用され、又は第三者に開示、漏洩されたことが判明したときは、直ちに開示者に報告し、その後の対応について協議するものとする。
 5. 各当事者は、本協定が終了した場合、又は開示者より要請があった場合、遅滞なく自己が保有する秘密情報（複製物を含む）を開示者に返還又は復元不可能な状態で確実に破棄若しくは消去しなければならない。なお、返還又は破棄若しくは消去に関する開示者からの特段の指示がある場合には、当該指示に従うものとする。
 6. 各当事者は、自己の責任において自己の役員、従業員その他本活動に従事するもの（以下「従業者等」という）に本条に定める義務を遵守させるものとする。
 7. 開示者は、必要に応じて開示者より秘密情報を受領した当事者（以下「受領者」という。）に対して秘密情報の管理状況に関する報告を求めることができ、受領者はこれに協力するものとする。
 8. 本条の効力は、本協定の終了後10年間、有効に存続するものとする。

第5条（権利義務の譲渡等）

各当事者は、それぞれ相手方の書面による事前の承諾なしに、本協定にかかる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡、承継又は担保の目的に供してはならない。

第6条（反社会的勢力との関係排除）

各当事者は、自らが「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義される暴力団及びその関係団体等（以下これらを総称して「反社会的勢力」という）でないこと、反社会的勢力でなかったこと、並びに次の各号に定める事項を表明し、保証する。

- ① 自己及び自己の役員が、反社会的勢力を利用しないこと
- ② 自己及び自己の役員が、反社会的勢力の維持運営に協力しないこと

- ③ 自己及び自己の役員が、反社会的勢力と社会的に非難され得る関係を有しないこと
 - ④ 自己及び自己の役員が、反社会的勢力を名乗る等して相手方の名誉・信用を毀損もしくは活動の妨害を行い又は暴力行為・不当要求行為をなさないこと
 - ⑤ 自己の主要な出資者又は役員が、反社会的勢力の構成員ではないこと
2. 各当事者は、相手方が本条に違反した場合は、何らの通知催告を要せず、直ちに本協定の全部又は一部を解除することができるものとする。
3. 各当事者は、前項の規定に基づき、本協定の全部または一部を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを一切賠償しないものとする。

平成30年 月 日

甲 茨城県笠間市中央三丁目2番1号
笠間市長 山口 伸樹

乙 東京都渋谷区神宮前3丁目38番3号
一般社団法人 ドローン操縦士協会
理事長 小林 一郎

丙 東京都品川区東五反田2丁目7番8号
株式会社フォーカスシステムズ
代表取締役社長 森 啓一

第7条（損害賠償）

各当事者は、本協定の履行に関し、他の当事者の責に帰すべき事由により直接の結果として現実に被った損害に限り、当該当事者に対して損害賠償の請求をすることができる。

2. 第1項の損害には、各当事者が他の当事者に対し履行を求める合理的な費用（訴訟等裁判手続に関する弁護士費用の相当額等）が含まれるものとする。

第8条（合意管轄）

本協定の準拠法は日本法とし、本協定に関する一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第9条（協定の期間）

本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし期間満了の1ヶ月前までに各当事者いずれからも何ら申し出のないときは、期間満了の翌日からさらに1年間本協定は更新されるものとし、その後においても同様とする。

第10条（その他）

本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、その都度、各当事者が協議の上、解決を図るものとする。

本協定成立の証として、本書3通を作成し、甲乙丙が記名押印の上、各自1通保有するものとする。